

記者資料提供（令和2年5月29日）

神戸新交通株式会社 総務課

TEL：078-302-2500 FAX：078-302-4504

## 神戸新交通株式会社の社員の懲罰処分等について

神戸新交通株式会社において、以下の通り、社員の懲罰処分等を行ったため発表いたします。

### 1. 処分案件

平成30年度の発注に係る不適切な事務処理

### 2. 処分年月日

令和2年5月29日

### 3. 処分概要

被処分者：係長級1名

処分内容：減給

処分理由：平成30年度の契約事務において、競争見積もり合わせの情報を特定事業者に伝達し、見積もり合わせの競争性を阻害した。

被処分者：担当1名

処分内容：口頭厳重注意

処分理由：上記係長の依頼に基づき、特定事業者から見積書を取得した。

※管理監督責任として、部長級1名、課長級1名をそれぞれ「口頭厳重注意」とした。

（同日付）

### 4. 再発防止策

弊社においては、現在、不正支給問題を受け、ガバナンスの改善に取り組んでいるところでありますが、さらに社内運用ルールの再点検・整備、社員教育の徹底を図り、再発防止に全力で取り組んでまいります。なお、令和2年4月より、公認会計士を室長とする監査室を設置しており、専門的見地からの取り組みも進めてまいります。